

刈谷市小規模事業者経営改善資金 (マル経) 利子補給補助金

令和8年4月1日現在

□ 概 要

小規模事業者の経営の安定及び資金調達の円滑化に資するため、株式会社日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(通称:マル経融資)の融資を受けた場合に、その利子の一部を補助します。

□ 対象事業者

次に掲げる要件にいずれも該当する方

- ① 刈谷商工会議所を通じて株式会社日本政策金融公庫からマル経融資に基づき借入れを実行していること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、第5項及び第11項に規定する営業を営む者でないこと。
- ③ 代表者及び従業員が刈谷市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ④ 市税を滞納していないこと。

□ 対象経費

令和7年4月1日から令和11年3月31日までに融資が完了したマル経融資に係る利子(延滞利子を除く)で、初回から連続する12回分を限度とします。

□ 補助金額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、同一事業者につき20万円を限度とします。

□ 申 請

所定の申請書(刈谷市のホームページからダウンロードできます。)に必要事項を記入し、(株)日本政策金融公庫が発行する支払済額明細書の写しを添えて刈谷市役所商工業振興課までご提出ください。

※補助対象となる利子支払期間が年度をまたぐ場合は、年度毎に分けてご申請ください。

□ 注 意

令和9年度以降の補助金交付につきましては、当該年度の予算の可決・成立が条件となります。

お問合せ先 刈谷市役所商工業振興課 電話 0566-62-1016